

<p>武田書記長</p>	<p style="text-align: right;">(9 : 3 0)</p> <p>皆様、おはようございます。議会事務に係ります書記長を拝命しております武田と申します。本日はよろしく願いいたします。</p> <p>本臨時会は、本組合の構成市町議会から選出される議員の改選後、初めての議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。</p> <p>出席議員の中、坪井議員が年長議員でありますので、ご紹介を申し上げます。</p> <p>坪井議員、議長席のほうへよろしく願いいたします。</p>
<p>坪井臨時議長</p>	<p>改めまして、皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいま紹介のありました、私、坪井久行でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>このたび、構成市町の議会におきまして本組合議会議員の改選がありまして、本日が最初の議会であります。よって、それぞれ自己紹介をしてはどうかと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、まず、組合議員の皆様、席の順で自席にて起立の上、簡単に自己紹介をお願いいたします。</p> <p>現在お座りの1番の方からお願いいたします。</p>
<p>福井議員</p>	<p>改めまして、おはようございます。木津川市で山城町椿井に住んでおります。どうかよろしく願います。</p>
<p>草水議員</p>	<p>どうもお世話になります。木津川市議会議員の草水基成です。南加茂台のほうに住んでおります。どうぞよろしく願います。</p>
<p>山本議員</p>	<p>改めまして、皆さん、おはようございます。木津川市相楽大里から選出させていただいております山本です。よろしく願いいたします。</p>
<p>長岡議員</p>	<p>私、木津川市議会議員の長岡一夫でございます。私も山本議員と同じく相楽に住んでおります。どうぞよろしく願います。</p>

玉川議員	皆さん、おはようございます。木津川市議会議員の玉川でございます。今、私は木津川台に在住しております。どうぞよろしくお願いいたします。
徳田議員	おはようございます。精華町の祝園地区在住の精華町議会議員の徳田貴仁です。よろしくお願いいたします。
山下議員	精華町議会の山下でございます。よろしくお願いいたします。 私、このセンターができた当時、議員をさせていただきましたけれども、久しぶりにまたやらさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 以上です。
坪井臨時議長	ありがとうございます。 私が精華町の議員の坪井でございます。今回最年長ということで、古いのだけが取り柄でございますが、最年長として臨時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 続きまして、執行部側の自己紹介を管理者から順にお願いいたします。
谷口管理者	組合管理者を仰せつかっております木津川市長の谷口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
杉浦副管理者	副管理者を仰せつかっております精華町長の杉浦です。よろしくお願いいたします。
馬場 会計管理者	会計管理者のほうを務めさせていただきます木津川市会計管理者の馬場と申します。よろしくお願いいたします。
尾崎事務局長	事務局長の尾崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
西島施設 センター長	施設センター長及び施設課長の西島です。よろしくお願いいたします。
武田書記長	議会事務に係ります書記長を拝命しております武田です。よろしく

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>お願いいたします。</p>
<p>石津書記</p>	<p>議会事務担当の石津と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>礪田</p>	<p>事務局の礪田と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>坪井臨時議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより令和7年第1回木津川市精華町環境施設組合臨時会を開会し、本日の会議を開きます。 議長が決まるまでの議事日程は、お手元に配付のとおりであります。日程に入ります。</p> <p>日程第1「仮議席の指定」を行います。 議長が決まるまでの仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。</p> <p>日程第2「議長の選挙」を行います。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(9:36)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(9:49)</p> <p>会議を再開いたします。</p> <p>これより議長の選挙を行います。 お諮りいたします。 議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りいたします。 指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>

<p>坪井臨時議長 つづき</p>	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議長が指名することに決定いたしました。 議長に山本和延議員を指名いたします。 お諮りいたします。 ただいま指名いたしました山本和延議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがいまして、ただいま指名いたしました山本和延議員が議長に当選されました。 会議規則第33条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。 ここで、山本和延議員に議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。</p>
<p>山本議長</p>	<p>ただいまの指名により議長を仰せつかりました山本でございます。 議長として公平・公正に議事進行を務めたいと思いますので、どうぞ皆様、ご協力よろしくをお願いいたします。</p>
<p>坪井臨時議長</p>	<p>ありがとうございました。 議員の皆様、議事進行にご協力を賜り、お礼申し上げます。 これをもちまして臨時の議長の職務を終えさせていただきます。 議長、議長席にお着き願います。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p>(9:52)</p> <p>《暫時休憩》</p>
<p>山本議長</p>	<p>(9:53)</p> <p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。 ただいま配付いたしました追加議事日程第1号の追加1を議事に追加することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、追加議事日程第1号の追加1により議事を進めます。</p>

山本議長
つづき

追加日程第1「議席の指定」を行います。
議席は、会議規則第4条第1項及び第2項の規定により、ただいま着席の議席のとおり指定いたします。

追加日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第126条の規定により、会議録署名議員に1番福井平和議員、2番草水基成議員を指名いたします。
なお、両君の不測の場合は、次の議席の議員を署名議員といたします。

追加日程第3「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日5月28日の1日間としたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。

追加日程第4「副議長の選挙について」を議題といたします。
お諮りいたします。
副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定いたしました。
副議長に山下芳一議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま指名いたしました山下芳一議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

<p>山本議長 つづき</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました山下芳一議員が副議長に当選されました。 会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。 ここで、山下芳一議員に副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。</p>
<p>山下副議長</p>	<p>ただいま承諾いただき、ありがとうございました。 これから議長と共に本議会の運営に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>山本議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>追加日程第5「議会運営委員の選任について」を議題といたします。 議会運営委員の選任については、委員会条例第3条第1項の規定により、議長が指名することになっております。 お諮りいたします。 議会運営委員に、福井平和議員、草水基成議員、長岡一夫議員、玉川実二議員、徳田貴仁議員、坪井久行議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました6人の方々を議会運営委員に選任することに決定いたしました。 それでは、議会運営委員の皆様は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長長の互選を行い、その結果を報告願います。</p> <p>暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(9 : 57)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(10 : 30)</p> <p>再開いたします。</p> <p>議会運営委員会において正副委員長が決まりましたので、報告をいたします。 議会運営委員長に坪井久行議員、同副委員長に玉川実二議員、以上のとおりであります。</p>

<p>山本議長 つづき</p>	<p>報告を終わります。</p> <p>追加日程第6「管理者の選挙について」を議題といたします。 お諮りいたします。 管理者の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りいたします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定いたしました。 管理者に谷口雄一氏を指名したいと思っております。 お諮りいたします。 ただいま指名いたしました谷口雄一氏を管理者の当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました谷口雄一氏が管理者に当選されました。 会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。 ここで、谷口雄一氏に管理者当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。 谷口氏。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>改めまして、このたび組合管理者に選任をいただいた谷口でございます。大変重責ではございますが、誠心誠意務めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

<p>山本議長 つづき</p>	<p>暫時休憩といたします。 (1 0 : 3 2)</p> <p>《暫時休憩》 (1 0 : 3 3)</p> <p>再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。 ただいま配付をいたしました追加議事日程第 1 号の追加 2 を議事に追加することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、追加議事日程第 1 号の追加 2 により議事を進めます。 ここで、管理者から挨拶をお願いいたします。 管理者。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>改めまして、皆様、大変ご苦労さまでございます。</p> <p>令和 7 年第 1 回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会の貴重な時間をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、それぞれの議会日程も控える中、また、公私何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、本日は、木津川市議会、精華町議会ともに本組合議会への選出議員の改選後の初めての議会でございます。先ほど議長、副議長をはじめ議会の役職等も決定されたところでございます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、これからの本組合の運営に対しまして、力強いお力添えをいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>さて、環境の森センター・きづがわが竣工いたしまして、本年 8 月末をもちまして、7 年が経過することになりました。</p> <p>この間、安全かつ安定した施設の稼働を実現してまいりましたのも、議員各位をはじめ、関係する皆様方、また、先人たちのご努力、そして何より地元の方のご理解のたまものと深く感謝をいたしております。引き続き、適切な施設の管理、運転に務めることで、安定したごみの焼却処理を行い、木津川市及び精華町の住民の皆様の日常生活を支える大切な施設としての役割を果たしてまいりたいと考えております。</p> <p>環境の森センター・きづがわの運転管理に関しましては、去る 4 月 2 2 日から 5 月 2 0 日までの休炉期間において実施いたしました大規模な定期点検も終了し、現在は 2 炉連続運転をいたしております。これら大規模な定期点検に加えまして、日常点検はもとより年次計画に基づく 1 炉ごとの点検などにつきましても計画的に実施することで、安全な施設の稼働を引き続き確保してまいります。</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>また、施設からの排ガス等につきましても、日々計測している連続測定や定期的な法定測定につきまして、法定基準値はもとより、従前より独自に定めている管理目標値につきましても満足する結果となっているところであります。</p> <p>さて、本日ご提案させていただく事案につきましては、監査委員並びに公平委員会委員の選任、専決処分の承認、議案1件の計6件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>山本議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>追加日程第7、同意第1号「木津川市精華町環境施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。</p> <p>ここで、地方自治法第117条の規定により、福井平和議員の退席を求めます。</p> <p>《福井議員退席》</p> <p>管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>同意第1号「木津川市精華町環境施設組合監査委員の選任」につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>本組合を構成する市町から選出された議員の改選に伴い、組合の議会議員からの監査委員として福井平和議員を新たに選任したいため、地方自治法第196条第1項及び本組合同規約第9条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑なしと認め、質疑を終わります。 本件は、討論を省略して採決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

<p>山本議長 つづき</p>	<p>お諮りいたします。 本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員です。 したがって、同意第1号「木津川市精華町環境施設組合監査委員の選任について」の件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>ここで、福井平和議員の入場を認めます。</p> <p>《福井議員入場》</p> <p>福井議員に申し上げます。 ただいま監査委員の選任につきまして、原案のとおり同意されました。 福井議員、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>福井議員</p>	<p>大変重責な職務を拝命いたしまして、身の引き締まる思いでございます。精いっぱい務めてまいります。皆様もまたご協力よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>追加日程第8、同意第2号、追加日程第9、同意第3号、追加日程第10、同意第4号「木津川市精華町環境施設組合公平委員会委員の選任について」を一括議題といたします。</p> <p>なお、質疑、採決については議題ごとに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>同意第2号から同意第4号の本組合の公平委員会委員の選任の件につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>同意第2号は、本組合の公平委員会委員、七条孝之氏の任期が令和7年9月6日をもって満了することに伴い、同氏を再任したいため、議会の同意を求めるものでございます。</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>同意第3号は、本組合の公平委員会委員、子谷朝子氏の任期が令和7年9月6日をもって満了することに伴い、同氏を再任したいため、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>また、同意第4号は、本組合の公平委員会委員、出栗伸幸氏の任期が令和7年9月6日をもって満了することに伴い、駒野弘子氏を新たに選任したいため、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>これより同意第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 本件は、討論を省略して採決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員のご起立をお願いいたします。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、同意第2号「木津川市精華町環境施設組合公平委員会委員の選任について」の件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>次に、同意第3号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑なしと認め、質疑を終わります。 本件は、討論を省略して採決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員のご起立をお願い</p>

<p>山本議長 つづき</p>	<p>いたします。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。</p> <p>したがって、同意第3号「木津川市精華町環境施設組合公平委員会委員の選任について」の件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>次に、同意第4号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑なしと認め、質疑を終わります。 本件は、討論を省略して採決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員のご起立をお願いいたします。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。</p> <p>したがって、同意第4号「木津川市精華町環境施設組合公平委員会委員の選任について」の件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>次に、追加日程第11、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明をお願いいたします。 管理者。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>承認第1号「令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号」につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号につきましては、年度末の事業費確定などによりまして緊急に予算の整理をする必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>補正予算の額でございますが、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,810万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,732万円としたものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせていただきます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>尾崎事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>承認第1号「令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号」の主な内容につきまして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>初めに、予算整理の基本的な考え方でございますが、歳入予算は、年度末におけるごみ処理手数料や余剰電力の売却益など、できる限り捕捉し、補正することといたしました。</p> <p>歳出予算は、特定財源が伴う事業につきましては、歳入予算の捕捉と整合するよう補正することといたしました。また、構成市町からの分担金など、一般財源による事業につきましては、原則として10万円単位で減額することとし、そのうちの委託料及び塵埃処理費に係る消耗品費と修繕費につきましては、100万円単位で減額することといたしました。</p> <p>なお、予算を計上したものの執行しなかったものにつきましては、細節単位ごとに全額を減額することを基本に補正することといたしました。</p> <p>それでは、歳出予算の補正内容からご説明させていただきます。</p> <p>各種事業の概要説明資料によりましてご説明いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>1 ページ上段、議会運営事業費につきましては、通信運搬費及び会議録作成委託の執行状況を踏まえ、10万1,000円の減額をいたしました。</p> <p>下段、事務局運営事務事業費につきましては、定期の人事異動による職員給与等の差額、需用費や委託料の不用額などを合わせまして、665万1,000円の減額をいたしました。</p> <p>2 ページ上段、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費につきましては、余剰電力売電料の全額と、年度中におけるごみ処理手数料のうち、10キロ当たり25円分を財源として当該基金に積み立てることとしておりますが、余剰電力売却益が当初の予定より406万7,000円の減額となる見込みとなったことから、合わせまして255万6,000円の減額をいたしました。</p> <p>下段、清掃総務事務事業費につきましては、令和6年3月末に60歳到達を迎えた職員1名の定年延長を予定しておりましたが、退職さ</p>

<p>尾崎事務局長 つづき</p>	<p>れたことから、給料及び職員手当等の減、その他合わせまして785万1,000円の減額をいたしました。</p> <p>3ページ上段、ごみ焼却処理経費につきましては、環境の森センター・きづがわの排ガス処理をするための薬剤などの消耗品費、焼却灰処分量の確定などに伴いまして減額するものでありまして、4,670万円を減額補正いたしました。</p> <p>下段、ごみ焼却外処理負担事業費につきましては、小動物の死体処理費用などの確定に伴うものでございまして、合わせまして424万9,000円を減額いたしました。</p> <p>続きまして、歳入予算の補正内容につきましてご説明させていただきます。</p> <p>こちらは予算書によりましてご説明いたします。</p> <p>予算書の6ページをお願いいたします。</p> <p>1款、分担金及び負担金の分担金につきましては、先ほどご説明いたしました歳出予算の減額に伴い、5,260万2,000円を減額補正いたしました。</p> <p>その結果、木津川市にご負担いただく分担金につきましては、普通分担金と撤去分担金を合わせまして3,587万2,000円の減額となり、補正後の木津川市の分担金総額は3億8,816万6,000円となりました。</p> <p>精華町につきましては1,673万円の減額となり、補正後の精華町の分担金総額は1億8,814万8,000円となりました。</p> <p>同じく負担金につきましては、小動物の死体処理費用などの減額に伴い424万9,000円を減額補正し、補正後の木津川市の負担金総額は870万9,000円、精華町の負担金総額は310万円となりました。</p> <p>なお、これらの詳細につきましては、各種事業の概要説明資料の4ページ及び5ページに記載をしておりますので、併せてよろしく願いいたします。</p> <p>2款、使用料及び手数料につきましては、事業系一般廃棄物の増加などによりまして1,727万6,000円を増額補正いたしました。</p> <p>4款、繰入金につきましては、財政調整基金の繰入金が全額不用となったことから減額補正をいたしました。</p> <p>以上で、専決処分を行いました令和6年度木津川市精華町環境施設組合補正予算第1号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑につきましては、歳入、歳出ごとに行います。</p> <p>まず、歳出から行いますが、予算書または資料の何ページかを示していただいた上でお願いいたします。</p> <p>それでは、歳出全般について、質疑ございませんか。</p>

<p>山本議長 つづき</p>	<p>(なしの声)</p> <p>なければ、歳入についての質疑に移ります。 歳入全般について、質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立をお願いいたします。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、追加日程第12、議案第6号「木津川市精華町環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>議案第6号「木津川市精華町環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」につきましてご説明をさせていただきます。 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布され、令和7年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>山本議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

山本議長
つづき

なければ質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。討論ございますか。

(なしの声)

討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。

したがって、議案第6号「木津川市精華町環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第13「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、審査及び調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

慎重なるご審議を賜り、大変ご苦勞さまでございました。

これもちまして、令和7年第1回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

(10:55)

この議事録の記載は、適正と認めここに署名する

臨時議長 _____

議 長 _____

議 員 _____

議 員 _____